

証券コード 3031  
平成27年7月10日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号  
**株 式 会 社 ラ ク ー ン**  
代表取締役社長 小 方 功

## 第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ平成27年7月24日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成27年7月25日（土曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号  
鉄鋼会館8階 801号室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。昨年と同じ会館ですが、階及び会場名が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。)
3. 目的事項  
報告事項 1. 第19期(平成26年5月1日から平成27年4月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第19期(平成26年5月1日から平成27年4月30日まで)計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役5名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.raccoon.ne.jp/>）に掲載させていただきます。

## ご 案 内

第19回定時株主総会終了後、当社へのご理解を深めていただくことを目的として今後の事業展開についての説明会を開催させていただきたいと存じます。

株主の皆様には、お気軽にご出席いただき、様々なご意見・ご質問を頂戴したいと思っております。

ご多用とは存じますが、何卒ご出席賜りますようご案内申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年5月1日から  
平成27年4月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(平成26年5月1日～平成27年4月30日)におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策等を背景に円安が進行し、輸出関連企業を中心に企業収益の回復や雇用情勢の改善が見られました。さらに、訪日外国人によるインバウンド消費の拡大の影響も加わり、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、円安の進行に伴う原材料価格の高騰や物価上昇に対する懸念がみられ、先行きの不透明感が未だ拭えない状況にあります。

このような状況の中、当社グループは「企業活動を効率化し便利にする」を経営理念に掲げ、各企業間取引のインフラサービス事業の事業規模拡大に努めてまいりました。その結果、当連結会計年度における売上高は2,056,268千円(前期比6.4%増)となりました。

費用面におきましては、売掛債権保証事業において引き続き、営業力強化のために人員を増加したことで人件費が増加しましたが、その他の販売費及び一般管理費は全般的に低水準で推移した結果、営業利益は336,177千円(前期比35.7%増)となりました。営業外費用にPaid事業の売掛債権流動化に伴う債権流動化費用10,730千円を計上したことにより経常利益は327,626千円(前期比31.8%増)となりました。一方で、大阪支社移転に伴う移転費用5,008千円を特別損失に計上したことに加え、税務上の繰越欠損金の解消により税負担が増加しました。しかしながら、増益効果により当期純利益は201,659千円(前期比63.4%増)となりました。

なお、従来、「スーパーデリバリー」において売上原価に計上していた商品仕入高について、当連結会計年度より、売上高と相殺して表示する方法(純額表示)に変更いたしました。この変更により、従来の会計方針による場合と比べ、当連結会計年度の売上高が8,571,194千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び当期純利益への影響はありません。また、当該会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の数値を記載しております。

さらに、「Paid」の取引高が順調に増加してきており、今後ますます重要性が相対的に増すことが見込まれることから、当連結会計年度より、従来EC事業に含めていた「Paid」を

EC事業から切り離し「Paid事業」として新たにセグメント区分を変更しております。この変更に伴い、前期比較については、前期の数字を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

a. EC事業

EC事業におきましては、主力事業である「スーパーデリバリー」において、引き続き質の高い会員小売店及び出展企業を獲得した上で、客単価や稼働率の向上を図り、両者の継続した取引を拡大することで流通額を増加させていくことに取り組んでおります。

当連結会計年度においては、前期より取り組んでいる「スーパーデリバリー」の営業体制変更の効果により新規出展企業が継続して堅調に獲得できております。一方でユーザビリティの向上策についても取り組み、平成26年7月に出展企業向けの商品管理画面のリニューアルを行い、また、平成26年10月より、Square株式会社と業務提携し、POSレジアプリ「Squareレジ」とシステム連携を行っております。この結果、「スーパーデリバリー」の流通額は9,534,885千円（前期比3.2%増）となりました。なお、当連結会計年度末における「スーパーデリバリー」の経営指標は会員小売店数44,370店舗（前期末比3,929店舗増）、出展企業数1,065社（前期末比117社増）、商材掲載数456,349点（前期末比3,234点増）となりました。

「COREC」につきましては、平成26年9月より有料プランの課金を開始いたしました。ビジネスの初期段階であるとの認識から、引き続き知名度の向上及びユーザー（サプライヤーとバイヤー）の獲得に注力しております。当連結会計年度においては、ユーザーの利便性を向上するために、平成26年10月にはSquare株式会社の提供するPOSレジアプリ「Squareレジ」、平成27年4月には、ヤフー株式会社が運営する「Yahoo! ショッピング」とシステム連携を行いました。また、同時に、ユーザーから寄せられる声をもとにユーザビリティの高いシステムを構築していくための機能の追加も順次行っております。その結果、当連結会計年度末におけるユーザー数は2,290社となりました。

この結果、EC事業の売上高は1,547,894千円（前期比2.6%増）、セグメント利益は233,672千円（前期比39.4%増）となりました。

b. Paid事業

「Paid」の取引高は順調に増加してきており、連結売上高に占める「Paid」の売上高の重要性が相対的に上がっております。今後ますます重要性が増すことが見込まれることが

ら、当連結会計年度よりEC事業から切り離し「Paid事業」として新たにセグメント区分を追加しております。

Paid事業におきましては、加盟企業の獲得増加と獲得した加盟企業の稼働率の向上を図ることに取り組んでおります。マーケティング業務強化による「Paid」の認知度、知名度の向上に取り組んでいる他、当連結会計期間におきましては、平成27年3月より売掛債権の流動化を実施いたしました。流動化スキームの導入により、毎月、決済期日到来前に売掛債権に該当する資金の調達を行う環境が整い、今まで以上に多種多様な業種の加盟企業の獲得にも取り組んでおります。また一方で、獲得した加盟企業とPaidメンバーが継続して利用していくために、システムの利便性を高めることで満足度の向上を図っております。こうした取り組みにより、加盟企業には中小企業だけではなく、大企業の獲得も増加してきております。

これにより、当連結会計年度における取引高（連結グループ内の取引高6,788,185千円を含む）は、10,494,465千円（前期比27.7%増）となりました。

この結果、Paid事業の売上高は269,578千円（前期比29.8%増）、セグメント損失は16,641千円（前期セグメント損失37,832千円）と赤字幅は大幅に縮小いたしました。

#### c. 売掛債権保証事業

売掛債権保証事業におきましては、引き続き営業力強化に取り組むことで保証残高の拡大を図っております。平成26年4月中旬に開始した事業用家賃保証サービスの保証残高も下半期より堅調に積み上がり始め、保証残高全体の下支えに寄与いたしました。この結果、保証残高（連結グループ内の保証残高955,015千円を含む）は6,471,019千円（前期末比38.0%増）となり、売掛債権保証事業の売上高は568,454千円（前期比13.3%増）となりました。一方、当第4四半期連結会計期間において、一時的に多額の保証履行が発生した影響で売上原価は増加いたしました。その結果、セグメント利益は73,841千円（前期比2.9%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は109,928千円であります。

その主なものはソフトウェア開発及びソフトウェア購入による設備の増加81,137千円、並びに有形固定資産の購入による設備の増加28,252千円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの契約額	600,000千円
借入実行残高	—
借入未実行残高	600,000千円

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (平成24年 4 月期)	第 17 期 (平成25年 4 月期)	第 18 期 (平成26年 4 月期)	第 19 期 (平成27年 4 月期) (当 期)
売 上 高 (千円)	1,613,639	1,806,868	1,932,178	2,056,268
営 業 利 益 (千円)	140,149	181,238	247,644	336,177
経 常 利 益 (千円)	133,318	176,557	248,629	327,626
当 期 純 利 益 (千円)	109,980	133,939	123,445	201,659
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	6,055.54	24.58	21.82	34.54
総 資 産 (千円)	2,628,841	2,837,612	3,228,375	4,327,123
純 資 産 (千円)	1,227,198	1,344,564	1,545,144	1,543,752
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	67,498.40	246.54	264.17	270.88
自 己 資 本 比 率	46.6%	47.3%	47.8%	35.6%

(注) 1. 平成25年4月12日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年5月1日付で株式分割を行いました。第17期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

2. 「連結計算書類 連結注記表 2. 会計方針の変更に関する注記(売上高の会計処理の変更)」に記載のとおり、従来、売上原価に計上していた商品仕入高について、当連結会計年度より、売上高と相殺して表示する方法(純額表示)に変更いたしました。そのため、第16期から第18期については遡及適用後の数値を記載しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (平成24年 4 月期)	第 17 期 (平成25年 4 月期)	第 18 期 (平成26年 4 月期)	第 19 期 (平成27年 4 月期) (当 期)
売 上 高 (千円)	1,420,690	1,507,420	1,565,706	1,653,432
営 業 利 益 (千円)	94,190	125,910	142,048	234,677
経 常 利 益 (千円)	100,874	145,156	173,714	249,878
当 期 純 利 益 (千円)	99,102	125,757	84,582	156,244
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	5,456.61	23.08	14.95	26.76
総 資 産 (千円)	2,457,383	2,640,987	3,001,065	4,018,539
純 資 産 (千円)	1,109,089	1,218,272	1,379,990	1,333,182
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	60,995.27	223.36	235.91	233.86
自 己 資 本 比 率	45.1%	46.1%	45.9%	33.1%

(注) 1. 平成25年4月12日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年5月1日付で株式分割を行いました。第17期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

2. 「個別計算書類 個別注記表 2. 会計方針の変更に関する注記(売上高の会計処理の変更)」に記載のとおり、従来、売上原価に計上していた商品仕入高について、当事業年度より、売上高と相殺して表示する方法(純額表示)に変更いたしました。そのため、第16期から第18期については遡及適用後の数値を記載しております。

### (3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
株式会社トラスト&グロース	300百万円	100%	売掛債権保証事業

### (4) 対処すべき課題

#### ①全社的な課題

##### 新規事業の展開について

当社グループは、これまで企業間取引分野で事業展開することで企業価値を向上させてまいりました。今後も、当社グループの中長期的な成長を持続させていくためには、更なる収益基盤の強化及び事業領域を拡大していくことが課題であると認識しております。

この課題に対応するため、当社グループでは既存事業の事業成長とともに、新規事業にも積極的に取り組んでまいります。なお、新規事業の創出に際しては、常に事業相互間でのシナジー効果ないしはリソースの共有を意識した事業展開を行う方針です。

#### ②EC事業

##### a. スーパーデリバリーの海外展開

「スーパーデリバリー」は、サービス開始以来、増収を続けておりますが、その成長スピードを上げていくことが課題であると認識しております。

この課題に対応するための施策の一つとして、これまで国内の小売店に限定していた取引を、今後は、サイトの多言語化や新たな物流の仕組みを開発することで、海外の小売店にも拡張してまいります。日本製の商品や、日本で企画された商品は海外における人気が高いことから、海外展開を「スーパーデリバリー」の成長施策の一つとして位置づけ、積極的に事業を進める方針です。

##### b. スーパーデリバリーの出展企業の確保と安定的な取引の拡大

「スーパーデリバリー」の中長期的な事業規模拡大には、新規の出展企業の獲得とともに、既存会員小売店との安定した継続取引の確保及び取引の拡大が課題であると認識しております。

この課題に対応するために、小売店からのニーズが高い出展企業の更なる獲得及び、出展企業1社の出品する商材掲載数の増加といったEC卸サイト媒体としての価値向上等に取り組む、さらに、会員小売店の購入客数や客単価、リピート率の向上といった稼働率アップを図る方針です。



### c. CORECのユーザーの拡大

「COREC」は、基本機能は無料で提供し、より便利に使うための機能を有料で提供するフリーミアムというビジネスモデルです。そのため、収益性を向上していくためには、出来るだけ多くのユーザー（サプライヤーとバイヤー）に有料プランを提供することが課題であると認識しております。

この課題に対応するために、将来的に有料プランを増加させていくための布石として、ユーザーから寄せられる声をもとにユーザビリティの高いシステムを構築していくための機能の追加等のシステム投資を積極的に行ってまいります。一方で、サービス開始から間もないビジネスの初期段階である現在は、無料、有料に係わらずより多数のユーザーの獲得が必要であると認識しており、知名度の向上を図りながらユーザーの獲得に注力する方針です。

### ③Paid事業

#### 参加企業の拡大

Paid事業の事業規模拡大には、取扱額の増加が必要であり、そのためには、Paid内で取引を行う加盟企業とPaidメンバーを増加させることが課題であると認識しております。

この課題に対応するために、広告宣伝費の投入及び企業間取引や卸売サイトの運営会社との業務提携を積極的に行う他、獲得した加盟企業やPaidメンバーの利便性向上のためのシステム投資にも努める方針です。

### ④売掛債権保証事業

#### 利益の安定性

売掛債権保証事業は、事業規模が小さく成長過程にあります。保証残高の水準もまだ小さく、売上高である保証料収入も少額であるため、1件あたりの保証履行による損失が利益に与える影響が大きいことが課題であると認識しております。

この課題に対応するため、保証先企業に対する審査基準を随時見直し、保証履行の発生を抑えるよう努めると共に、更なる営業力の強化を図ることで、保証残高を積極的に積み上げ、保証料収入を増加し、1件あたりの保証履行による損失の影響を縮小するよう努める方針です。

(5) 主要な事業内容（平成27年4月30日現在）

事業区分	事業内容
E C 事業	「スーパーデリバリー」 アパレル・雑貨を取り扱う出展企業が全国の中小規模の会員小売店へ販売するための企業間取引（BtoB）サイトの運営を行っております。  「COREC」 業種を問わず、すべての企業間取引（BtoB）における受発注をWeb上で一元管理できるクラウド受発注ツールを提供しております。
P a i d 事業	取引先への請求から代金回収までを一括で請負い売掛金の回収を保証する決済サービスを提供しております。
売掛債権保証事業	企業の取引先に対する売掛債権を保証することで保証料を徴収し、当該売掛債権が支払い不能になった場合にあらかじめ設定した保証金額を企業に支払うサービスを提供しております。

(注) 当連結会計年度より、従来E C事業に含めていた「Paid」をE C事業から切り離し「Paid事業」として新たにセグメント区分を変更しております。

(6) 主要な営業所（平成27年4月30日現在）

① 当社

本社：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号

大阪支社：大阪府大阪市中央区南船場四丁目11番28号 Daiwa南船場ビル4階

② 子会社 株式会社トラスト&グロース

本社：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目14番14号

大阪支店：大阪府大阪市中央区南船場四丁目11番28号 Daiwa南船場ビル4階

名古屋支店：愛知県名古屋市中区栄三丁目2番3号 名古屋日興證券ビル4階

九州支店：福岡県福岡市中央区天神一丁目15番5号 天神明治通りビル3階

(7) 使用人の状況（平成27年4月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
E C 事業	94名	2名減
P a i d 事業	7名	7名増
売掛債権保証事業	28名	3名増
合計	129名	8名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
101名	5名増	33.0歳	6.0年

(8) 主要な借入先の状況（平成27年4月30日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	195,000千円

2. 株式の状況（平成27年4月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,470,400株  
 (2) 発行済株式の総数 5,945,100株  
 (注) ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は100,500株増加しております。  
 (3) 株主数 2,018名  
 (4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
小方功	1,805,600株	31.74%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口9）	170,000株	2.98%
株式会社広明通信社	132,500株	2.32%
カブドットコム証券株式会社	111,300株	1.95%
石井俊之	110,000株	1.93%
資産管理サービス信託銀行 株式会社（証券投資信託口）	98,000株	1.72%
株式会社SBI証券	92,500株	1.62%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	85,500株	1.50%
今野智	85,200株	1.49%
山口貴弘	82,000株	1.44%

(注) 持株比率は自己株式（256,846株）を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年4月30日現在）

①平成23年7月8日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
1,350個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数  
普通株式 405,000株（新株予約権1個につき300株）
- ・新株予約権の払込金額  
1個当たり 712円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 61,500円（1株当たり 205円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額  
1株当たり 103円
- ・新株予約権を行使することができる期間  
平成23年7月27日から平成31年7月26日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  - I. 新株予約権者は、以下の(a)及び(b)に掲げる条件がすべて満たされた場合に、その翌日以降、新株予約権を行使することができる。
    - (a) 平成25年4月30日以降に終了する5連結会計年度における監査済みの当社連結損益計算書に記載の営業利益の金額が1度でも230百万円を超過した場合。
    - (b) 行使期間中において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が金10万円を超過した場合。（ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、取締役会により適切に調整される。）
  - II. 新株予約権者は、新株予約権の割当後、当社または当社の関係会社の役員、執行役員または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当該時点以降新株予約権を行使することができない。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
  - III. 新株予約権者につき相続が開始された場合は、新株予約権者の法定相続人（ただし、法定相続人が複数いる場合には、遺産分割または法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。）に限り、新株予約権者の権利義務その他の地位を承継することができる。ただし、承継者が死亡した場合には、その相続人は新株予約権を行使できない。
  - IV. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、新株予約権を行使できない。
  - V. 新株予約権の一部行使はできない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役	792個	237,600株	3名
監査役	2個	600株	1名

②平成26年11月13日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

3,215個

・新株予約権の目的となる株式の種類と数

普通株式 321,500株（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の払込金額

1個当たり 603円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 49,400円（1株当たり494円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

1株当たり 247円

・新株予約権を行使することができる期間

平成29年8月1日から平成39年7月31日

・新株予約権の行使の条件

- I. 平成29年4月30日以降に終了する5連結会計年度における監査済みの当社連結損益計算書に記載の営業利益の金額が1度でも625百万円を超過した場合に、新株予約権を行使することができる。
- II. 割当日から新株予約権の行使期間が満了する日までの間に、いずれかの連続する5取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が1度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、上記Iの条件を満たしている場合でも、新株予約権を行使することはできない。
- III. 新株予約権者は、新株予約権の割当後、当社または当社の関係会社の役員、執行役員または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当該時点以降新株予約権を行使することができない。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- IV. 新株予約権者につき相続が開始された場合は、新株予約権者の法定相続人（ただし、法定相続人が複数いる場合には、遺産分割または法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。）に限り、新株予約権者の権利義務その他の地位を承継することができる。ただし、承継者が死亡した場合には、その相続人は新株予約権を行使できない。
- V. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、新株予約権を行使できない。
- VI. 新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役	3,215個	321,500株	3名

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年4月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小方 功	
取締役財務担当副社長	今野 智	管理部長 株式会社トラスト&グロース 取締役
取締役事業開発担当副社長	石井 俊之	Paid事業推進部長 株式会社トラスト&グロース 取締役
取締役	阿部 智樹	COREC事業推進部長
常勤監査役	佐藤 博	株式会社トラスト&グロース 監査役
監査役	中辻 一剛	公認会計士、税理士
監査役	小宮山 澄枝	弁護士 オリックス債権回収株式会社 取締役 国立研究開発法人土木研究所 監事

- (注) 1. 常勤監査役 佐藤 博氏、監査役 中辻一剛氏及び監査役 小宮山澄枝氏は、社外監査役であります。
2. 当社は常勤監査役 佐藤 博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役 中辻一剛氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は、以下のとおりです。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
小方 功	代表取締役社長 兼 S D 統括本部長	代表取締役社長	平成27年2月12日

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役	5名	75百万円
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	10百万円 (10百万円)
合 計	9名	86百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成25年7月27日開催の第17回定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成25年7月27日開催の第17回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係

- ・常勤監査役 佐藤 博氏は、株式会社トラスト&グロースの監査役を兼職しております。株式会社トラスト&グロースは当社の子会社であります。
- ・監査役 小宮山澄枝氏は、オリックス債権回収株式会社の取締役及び国立研究開発法人土木研究所の監事を兼職しております。オリックス債権回収株式会社及び国立研究開発法人土木研究所と当社との間には、特別の関係はありません。

### ② 当該事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（16回開催）		監査役会（16回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
常勤監査役 佐藤 博	16回	100%	16回	100%
監査役 中辻一剛	16回	100%	16回	100%
監査役 小宮山澄枝	13回	100%	12回	100%

- (注) 監査役 小宮山澄枝氏は、平成26年7月26日に監査役に就任しております。  
就任後は、開催された取締役会13回、監査役会12回全てに出席しております。

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

1. 常勤監査役 佐藤 博氏は、総務・法務、財務分野等における豊富な経験と、財務・会計、知的財産権等の専門的な知識を活かし、必要に応じて発言を行っております。
2. 監査役 中辻一剛氏は、公認会計士実務及び税理士実務を通じて培われた豊富な経験と、財務・会計等の専門的な知識を活かし、必要に応じて発言を行っております。
3. 監査役 小宮山澄枝氏は、弁護士としての豊富な経験と専門的な知識を活かし、必要に応じて発言を行っております。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

### ④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、適切な候補者が見つからなかったことなどもありまして、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、社外取締役の人選に努めましたところ適任者を得ることができましたので、平成27年7月25日開催予定の第19回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みが無いと判断した場合は、監査役会全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。



## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では企業行動規範及びより具体的な行動について定めた行動基準を策定し、代表取締役社長を中心として、繰り返しその精神を取締役及び従業員に対し伝えることで法令遵守があらゆる企業活動の前提であることを周知徹底する。

コンプライアンス・マニュアルを整備し、法令、定款及び企業倫理等、遵守すべき具体的な事項についての理解を深め、法令及び定款を遵守する体制を構築する。

代表取締役社長をコンプライアンス担当役員とし、法務担当者をコンプライアンス担当事務局とする。コンプライアンス担当事務局は、コンプライアンス・マニュアルの整備とともにコンプライアンスへの知識を深める研修等を実施する。

当社は、内部監査を通じて業務内容の事態を把握し、また、法令、定款及び各種社内規程に基づき業務の適法、適切な運営が行われていることを監査する。

当社の取締役及び従業員が法令遵守上疑義のある行為を発見した場合は、速やかに通報・相談する体制を構築する。また、この場合の通報・相談者が不利益な扱いを受けないこととする。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断・排除する。また、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し組織的に対応する。

### (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款及び文書管理規程等の社内規程、方針に従って、文書（紙または電磁的媒体）に記録して適切に保管及び管理する体制を取る。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、管理部を責任部署として整備及び推進を行う。但し、個人情報管理については情報セキュリティ委員会において整備及び推進を行う。

経営上のリスク分析及び対策の検討については、代表取締役社長を議長とし、常勤取締役が出席する常勤取締役会において行う。また、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を中心とする対策本部を設置し、迅速な対応及び損害を最小限にとどめるよう努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行う。

常勤取締役が出席する常勤取締役会を適宜開催し、取締役会の決議事項について事前審議を行う他、取締役会未済の経営の重要事項についての審議を行う。

職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程で定め、随時見直しを行う。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社から子会社の取締役または監査役を派遣し、子会社の取締役の職務執行の監督・監視または監査を行う。

子会社の事業運営については「関係会社管理規程」に基づき、管理部が主管部署となって、子会社の管理を行う。また、経営に関しては、子会社の経営の独立性等を尊重しながら、重要事項については当社の取締役会で審議を行う。

必要に応じて当社と子会社間の連携を強化するために、当社の取締役と子会社の取締役等で連絡会議を開催する。

当社の監査役及び内部監査担当者は、子会社の監査役や管理部門と連携し、子会社の管理状況及び業務活動について内部監査を行うものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

内部監査担当者もしくは管理部の従業員が、必要に応じて監査役を補助することを社内規程において定める。

(7) 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査役を補助することの要請を受けた場合、監査役を補助する従業員はその要請に関して取締役及び上長の指揮命令を受けない。また、当該従業員の任命、異動については監査役会の同意を必要とする。

(8) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会に出席する他、社内の重要な会議にも必要に応じて出席し、代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役から業務の執行状況について報告を受ける。

監査役は重要な決裁書類及び関係資料を閲覧し、必要に応じて代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役へ報告を求めることができる。

取締役及び従業員は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査役に報告する。この他、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席する他、社内の重要な会議にも必要に応じて出席し、代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役から業務の執行状況について報告を受ける。

監査役は、内部監査担当者と連携及び協力するとともに必要に応じて調査を求める。この他、会計監査人と定期的に意見交換を行う。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価制度に適切に対応するため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し是正を行う。

(注) 上記には事業年度中の体制を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年5月15日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しております。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に則した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更をしたものであります。

## 連結貸借対照表

(平成27年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,982,880	流 動 負 債	2,634,461
現金及び預金	1,645,176	買 掛 金	1,588,289
売 掛 金	2,036,940	1年内返済予定の長期借入金	70,000
求 償 債 権	54,361	債権流動化に伴う支払債務	165,000
貯 蔵 品	221	未 払 金	40,435
前 払 費 用	145,545	未 払 法 人 税 等	89,645
繰 延 税 金 資 産	54,352	保 証 履 行 引 当 金	24,767
そ の 他	62,725	賞 与 引 当 金	42,918
貸 倒 引 当 金	△16,442	販 売 促 進 引 当 金	10,890
固 定 資 産	344,243	預 り 金	475,252
有 形 固 定 資 産	37,035	そ の 他	127,262
建 物	10,402	固 定 負 債	148,910
車 両 運 搬 具	0	長 期 借 入 金	125,000
工 具 、 器 具 及 び 備 品	26,632	資 産 除 去 債 務	2,740
無 形 固 定 資 産	262,326	そ の 他	21,169
ソ フ ト ウ エ ア	195,418	負 債 合 計	2,783,371
ソフトウエア仮勘定	11,169	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	54,270	株 主 資 本	1,540,852
そ の 他	1,467	資 本 金	804,820
投 資 其 他 の 資 産	44,881	資 本 剰 余 金	192,292
敷 金 及 び 保 証 金	40,823	利 益 剰 余 金	743,765
繰 延 税 金 資 産	3,985	自 己 株 式	△200,026
そ の 他	72	新 株 予 約 権	2,899
資 産 合 計	4,327,123	純 資 産 合 計	1,543,752
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,327,123

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成26年5月1日から  
平成27年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		2,056,268
売上原価		314,526
売上総利益		1,741,742
販売費及び一般管理費		1,405,564
営業利益		336,177
営業外収益		
受取利息	223	
受取配当金	294	
受取手数料	6,357	
雑収入	1,345	8,219
営業外費用		
支払利息	3,283	
支払手数料	1,000	
債権流動化費用	10,730	
雑損失	1,755	16,769
経常利益		327,626
特別利益		
投資有価証券売却益	602	602
特別損失		
事務所移転費用	5,008	5,008
税金等調整前当期純利益		323,221
法人税、住民税及び事業税	97,221	
法人税等調整額	24,340	121,561
少数株主損益調整前当期純利益		201,659
当期純利益		201,659

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年5月1日から  
平成27年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価証 券評価差額金	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	794,400	181,872	566,945	△34	1,543,183	761	761	1,199	1,545,144
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	10,420	10,420			20,841				20,841
剰 余 金 の 配 当			△24,839		△24,839				△24,839
当 期 純 利 益			201,659		201,659				201,659
自 己 株 式 の 取 得				△199,992	△199,992				△199,992
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)						△761	△761	1,700	938
当 期 変 動 額 合 計	10,420	10,420	176,820	△199,992	△2,330	△761	△761	1,700	△1,392
当 期 末 残 高	804,820	192,292	743,765	△200,026	1,540,852	-	-	2,899	1,543,752

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲等に関する事項

連結子会社の数	1社
連結子会社の名称	株式会社トラスト&グロース

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (3) 会計処理基準に関する事項

##### ① 資産の評価基準及び評価方法

##### (イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

##### (ロ) たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品

先入先出法による原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### (イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	5～10年

##### (ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ 引当金の計上基準

##### (イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (ロ) 保証履行引当金

保証債務の保証履行に備えるため、当連結会計年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。

- |             |   |
|-------------|---|
| (ハ) 求償債権引当金 | 求償債権の貸倒れによる損失に備えるため、当連結会計年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。                          |
| (ニ) 賞与引当金   | 従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。                              |
| (ホ) 役員賞与引当金 | 役員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。  |
| (ヘ) 販売促進引当金 | 販売促進を目的とするポイント制度により小売店に付与されたポイント利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。 |
- ④ のれんの償却方法及び償却期間  
 のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。
- ⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項  
 消費税等の会計処理  
 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (売上高の会計処理の変更)

従来、「スーパーデリバリー」において売上原価に計上していた商品仕入高について、当連結会計年度より、売上高と相殺して表示する方法（純額表示）に変更いたしました。

当該会計処理の変更は、当社グループにおいて、Paid事業の確立及び売掛債権保証事業の重要性が増したことを契機に、企業間取引を効率化するためのインフラサービス事業としての総合サービス化を進める中で、「スーパーデリバリー」の役割、機能及び位置付けを見直したところ、在庫リスクを持たない「スーパーデリバリー」事業自体が負担する信用リスクは、Paid事業の確立及び売掛債権保証事業のノウハウの利用を通じて軽減されており、「スーパーデリバリー」は企業間取引を効率化するためのインフラの提供としての機能が中心となってきたことから、純額表示額を「スーパーデリバリー」のインフラサービスに係る売上高として表示することが、経営成績をより適切に表示すると判断したことによるものです。

また、この変更に伴い、従来販売費及び一般管理費に計上していたシステムに関する償却費、決済手数料及びその他の「スーパーデリバリー」運営関連費用を「スーパーデリバリー」の利用料に対応する売上原価項目としております。この変更は、「スーパーデリバリー」がインフラサービス利用料として売上計上することに併せて対応する売上原価を見直した結果、「スーパーデリバリー」のインフラの提供機能に直接関連する費用を売上原価とすることが経営成績をより適切に表示すると判断したことによるものです。

当該会計方針の変更は遡及適用されておりますが、当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に与える影響はありません。



### 3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「預り金」は、負債及び純資産の合計額の100分の5を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「流動負債」の「その他」に含まれる「預り金」は、6,095千円であります。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した求償債権引当金

求償債権	130,971千円
------	-----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

	28,882千円
--	----------

(3) 保証債務

保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、下記保証債務残高は提供している保証枠の金額を記載しております。

保証債務残高	5,516,003千円
保証履行引当金	△24,767千円
保証債務残高（純額）	5,491,235千円

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 の株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	5,844,600	100,500	－	5,945,100
合計	5,844,600	100,500	－	5,945,100
自己株式				
普通株式(注)2	46	256,800	－	256,846
合計	46	256,800	－	256,846

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加100,500株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加256,800株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年7月26日 定時株主総会	普通株式	24,839千円	4.25円	平成26年4月30日	平成26年7月28日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年7月25日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年7月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	38,680千円	6.80円	平成27年4月30日	平成27年7月27日

## (3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計年度末残高 (千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	平成23年第3回新株予約権(注)1	普通株式	505,500	－	100,500	405,000	961
	平成26年第4回新株予約権(注)2, 3	普通株式	－	321,500	－	321,500	1,938
合 計		－	505,500	321,500	100,500	726,500	2,899

- (注) 1. 平成23年第3回新株予約権の当連結会計年度の減少は、権利行使によるものであります。  
 2. 平成26年第4回新株予約権の当連結会計年度の増加は、新株予約権の発行によるものであります。  
 3. 平成26年第4回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、経営戦略に照らして、必要な資金を調達（主に銀行借入及び売掛債権流動化）しております。一時的な余剰資金については、主に銀行預金といった流動性の高い金融資産で運用し、利益を目的とした投機的な取引は原則として行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び求償債権や事業所の賃借に伴い支出した敷金及び保証金は取引先である顧客並びに預入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である投資信託は、価格変動のリスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、経営戦略に係わる資金調達を目的としたものであり、返済完了日は最長で決算日後4年であります。

#### ③ 金融商品に係わるリスク管理体制

##### (イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係わるリスク）の管理

売掛金については、債権管理規程に従い、管理部が取引先の入金状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理することでリスクの軽減を図っております。また一部債権については、信販、クレジット及び代金引換便を用いることで、さらなるリスクの軽減を図っております。

求償債権については、審査部が債務者の入金状況を定期的にモニタリングし、債務者ごとの期日及び残高を管理することでリスク軽減を図っております。

##### (ロ) 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、継続的なモニタリングを行っております。

##### (ハ) 資金調達に係わる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新することで、手許流動性を維持し、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,645,176	1,645,176	－
(2) 売掛金	2,036,940		
貸倒引当金(※1)	△16,442		
	2,020,497	2,020,497	－
(3) 求償債権	54,361	54,361	－
(4) 敷金及び保証金	40,823	38,266	△2,556
資産計	3,760,859	3,758,302	△2,556
(1) 買掛金	1,588,289	1,588,289	－
(2) 債権流動化に伴う支払債務	165,000	165,000	－
(3) 未払金	40,435	40,435	－
(4) 未払法人税等	89,645	89,645	－
(5) 預り金	475,252	475,252	－
(6) 長期借入金(※2)	195,000	195,001	1
負債計	2,553,622	2,553,623	1

(※1) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金と合計して表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

## (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 求償債権

求償債権については、過年度実績に基づき算定した貸倒見積高を控除した回収見込額等を連結貸借対照表計上額としております。そのため時価は連結決算日における連結貸借対照表計上額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

## (4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金は、主に本社及び事業所の賃貸借契約に伴い支払った敷金であり、時価の算定は、返還予定時期を合理的に見積もり、予定入居期間を算定した上で、回収可能性を反映した受取見込額を、退去までの期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値によっております。

## 負債

- (1) 買掛金、(2) 債権流動化に伴う支払債務、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5)預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

保証債務5,516,003千円は、時価を把握することが極めて困難と認められるため記載しておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内(千円)
(1) 現金及び預金	1,645,176
(2) 売掛金	2,036,940

(注) 求償債権54,361千円、敷金及び保証金40,823千円に関しては、償還予定額が見込めないため記載を省略しております。

4. 短期借入金及び長期借入金の決済日後の返済予定額

	1年以内(千円)	1年超2年以内(千円)
(6) 長期借入金	70,000	125,000

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 270円88銭  
② 1株当たり当期純利益 34円54銭

# 貸借対照表

(平成27年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,437,421	流 動 負 債	2,536,446
現 金 及 び 預 金	1,366,114	買 掛 金	1,588,289
売 掛 金	2,031,846	1年内返済予定の長期借入金	70,000
貯 蔵 品	71	債権流動化に伴う支払債務	165,000
前 払 費 用	12,433	未 払 金	58,043
繰 延 税 金 資 産	23,930	未 払 費 用	14,276
そ の 他	4,181	未 払 法 人 税 等	67,157
貸 倒 引 当 金	△1,155	未 払 消 費 税 等	50,985
固 定 資 産	581,117	賞 与 引 当 金	25,992
有 形 固 定 資 産	35,225	販 売 促 進 引 当 金	10,890
建 物	10,402	前 受 金	5,072
車 両 運 搬 具	0	預 り 金	473,902
工 具 、 器 具 及 び 備 品	24,822	そ の 他	6,837
無 形 固 定 資 産	181,708	固 定 負 債	148,910
特 許 出 願 権 等	1,080	長 期 借 入 金	125,000
ソ フ ト ウ エ ア	169,071	資 産 除 去 債 務	2,740
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	11,169	そ の 他	21,169
そ の 他	387	負 債 合 計	2,685,356
投 資 其 他 の 資 産	364,184	(純 資 産 の 部)	
関 係 会 社 株 式	320,877	株 主 資 本	1,330,282
敷 金 及 び 保 証 金	39,487	資 本 金	804,820
繰 延 税 金 資 産	3,746	資 本 剰 余 金	192,292
そ の 他	72	資 本 準 備 金	161,237
資 産 合 計	4,018,539	そ の 他 資 本 剰 余 金	31,055
		利 益 剰 余 金	533,195
		利 益 準 備 金	9,430
		そ の 他 利 益 剰 余 金	523,765
		繰 越 利 益 剰 余 金	523,765
		自 己 株 式	△200,026
		新 株 予 約 権	2,899
		純 資 産 合 計	1,333,182
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,018,539

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成26年 5 月 1 日から  
平成27年 4 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,653,432
売 上 原 価	321,172
売 上 総 利 益	1,332,259
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,097,582
営 業 利 益	234,677
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	202
受 取 配 当 金	294
受 取 手 数 料	6,357
経 営 指 導 料	24,475
雑 収 入	640
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	3,283
支 払 手 数 料	1,000
債 権 流 動 化 費 用	10,730
雑 損 失	1,755
経 常 利 益	249,878
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	602
特 別 損 失	
事 務 所 移 転 費 用	4,884
税 引 前 当 期 純 利 益	245,596
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	72,660
法 人 税 等 調 整 額	16,691
当 期 純 利 益	156,244

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書

(平成26年5月1日から  
平成27年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 準 備 本 金	そ の 他 本 金 資 剰 余 金	資 剰 余 本 金 計	利 準 備 益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 金	利 剰 余 益 金 計
当 期 首 残 高	794,400	150,816	31,055	181,872	6,946	394,843	401,790
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	10,420	10,420		10,420			
剰 余 金 の 配 当					2,483	△27,323	△24,839
当 期 純 利 益						156,244	156,244
自 己 株 式 の 取 得							
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計	10,420	10,420	-	10,420	2,483	128,921	131,405
当 期 末 残 高	804,820	161,237	31,055	192,292	9,430	523,765	533,195

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△34	1,378,028	761	761	1,199	1,379,990
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行		20,841				20,841
剰 余 金 の 配 当		△24,839				△24,839
当 期 純 利 益		156,244				156,244
自 己 株 式 の 取 得	△199,992	△199,992				△199,992
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			△761	△761	1,700	938
当 期 変 動 額 合 計	△199,992	△47,746	△761	△761	1,700	△46,807
当 期 末 残 高	△200,026	1,330,282	-	-	2,899	1,333,182

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

###### (イ) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

###### (ロ) その他有価証券

###### ・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

###### ・貯蔵品

先入先出法による原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 5～10年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

###### ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

##### ③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### ④ 販売促進引当金

販売促進を目的とするポイント制度により小売店に付与されたポイント利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる事項

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(売上高の会計処理の変更)

従来、「スーパーデリバリー」において売上原価に計上していた商品仕入高について、当事業年度より、売上高と相殺して表示する方法（純額表示）に変更いたしました。

当該会計処理の変更は、当社グループにおいて、Paid事業の確立及び売掛債権保証事業の重要性が増したことを契機に、企業間取引を効率化するためのインフラサービス事業としての総合サービス化を進める中で、「スーパーデリバリー」の役割、機能及び位置付けを見直したところ、在庫リスクを持たない「スーパーデリバリー」事業自体が負担する信用リスクは、Paid事業の確立及び売掛債権保証事業のノウハウの利用を通じて軽減されており、「スーパーデリバリー」は企業間取引を効率化するためのインフラの提供としての機能が中心となってきたことから、純額表示額を「スーパーデリバリー」のインフラサービスに係る売上高として表示することが、経営成績をより適切に表示すると判断したことによるものです。

また、この変更に伴い、従来販売費及び一般管理費に計上していたシステムに関する償却費、決済手数料及びその他の「スーパーデリバリー」運営関連費用を「スーパーデリバリー」の利用料に対応する売上原価項目としております。この変更は、「スーパーデリバリー」がインフラサービス利用料として売上計上することに併せて対応する売上原価を見直した結果、「スーパーデリバリー」のインフラの提供機能に直接関連する費用を売上原価とすることが経営成績をより適切に表示すると判断したことによるものです。

当該会計方針の変更は遡及適用されておりますが、当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に与える影響はありません。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	25,766千円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	1,620千円
短期金銭債務	22,186千円

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上原価	174,313千円
営業取引以外の取引高	24,475千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
自己株式				
普通株式(注)	46	256,800	－	256,846
合計	46	256,800	－	256,846

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加256,800株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業所税等	5,834千円
賞与引当金	8,593千円
未払費用否認	5,384千円
販売促進引当金	3,600千円
貸倒引当金	382千円
一括償却資産	136千円
繰延税金資産（流動）小計	23,930千円
評価性引当額	—
繰延税金資産（流動）合計	23,930千円
繰延税金資産（流動）の純額	23,930千円
繰延税金資産（固定）	
減価償却超過額	4,378千円
資産除去債務	885千円
一括償却資産	31千円
繰延税金資産（固定）小計	5,295千円
評価性引当額	△885千円
繰延税金資産（固定）合計	4,410千円
繰延税金負債（固定）	
資産除去債務に対応する除去費用	663千円
繰延税金負債（固定）合計	663千円
繰延税金資産（固定）の純額	3,746千円

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年5月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.06%に、平成28年5月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.30%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は2,212千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

7. 関連当事者との取引に係る注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
子会社	株式会社トラスト &グロース	所有 直接 100%	役員の兼任 債権保証	経営指導料の受 取 (注1)	21,300	未収入金	1,620
				保証料の支払 (被保証残高) (注2)	174,313 (955,015)	未払金	22,186

(注) 1. 経営指導料に関しては、每期交渉の上決定しております。

2. 子会社である株式会社トラスト&グロースから債権の保証サービスを受けております。なお、被保証残高については、債権に対する被保証について平成27年4月30日現在の保証枠の金額を記載しております。

また、同サービスに対しては一般的な取引と同水準の保証料を支払っております。

3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	233円86銭
② 1株当たり当期純利益	26円76銭

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年6月23日

株式会社ラクーン  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松野 雄一郎 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 永田 立 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ラクーンの平成26年5月1日から平成27年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラクーン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

「会計方針の変更に関する注記」に記載されているとおり、会社は、売上原価に計上していた商品仕入高について、当連結会計年度より、売上高から控除する方法（純額表示）に変更している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年6月23日

株式会社ラクーン  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 永田 立 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ラクーンの平成26年5月1日から平成27年4月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

「会計方針の変更に関する注記」に記載されているとおり、会社は、売上原価に計上していた商品仕入高について、当事業年度より、売上高から控除する方法（純額表示）に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年5月1日から平成27年4月30日までの第19期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について調査いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本報告書作成時点において重要な欠陥は認識していない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年6月24日

株式会社ラクーン 監査役会

常勤監査役 佐藤 博 ⑩

監査役 中辻 一剛 ⑩

監査役 小宮山 澄枝 ⑩

上記3名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第19期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金6円80銭、総額38,680,127円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年7月27日

### 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役小方 功、取締役今野 智及び取締役石井俊之の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため社外取締役1名を含む取締役2名を増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	小 <sup>がた</sup> 方 <sup>いさお</sup> 功 (昭和38年7月5日生)	昭和63年4月 パシフィックコンサルタンツ株式会社入社 平成5年9月 ラクーントレードサービス(個人事業主)創業 平成7年9月 有限会社ラクーントレードサービス設立取締役社長 平成8年5月 株式会社ラクーンに組織変更代表取締役社長 平成25年5月 当社代表取締役社長兼SD統括本部長 平成27年2月 当社代表取締役社長(現任)	1,805,600株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
2	<p style="text-align: center;"> <small>こん の さとし</small>  <small>今 野 智</small>            (昭和47年1月25日生)         </p>	<p>平成6年11月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所</p> <p>平成10年4月 公認会計士登録</p> <p>平成10年6月 公認会計士福田勉事務所入所</p> <p>平成11年1月 東京共同会計事務所入所</p> <p>平成12年7月 当社財務経理部長</p> <p>平成12年7月 当社取締役財務経理部長</p> <p>平成15年4月 当社取締役副社長兼財務経理部長</p> <p>平成16年5月 当社取締役副社長兼管理部長</p> <p>平成20年7月 当社取締役財務担当副社長兼管理部長(現任)</p> <p style="text-align: center;">(重要な兼職の状況)</p> <p style="text-align: center;">株式会社トラスト&amp;グロース 取締役</p>	85,200株
3	<p style="text-align: center;"> <small>いし い とし ゆき</small>  <small>石 井 俊 之</small>            (昭和50年2月1日生)         </p>	<p>平成10年4月 大和ハウス工業株式会社入社</p> <p>平成12年3月 当社入社</p> <p>平成13年12月 当社情報戦略部マネージャー</p> <p>平成14年9月 当社CS推進部長</p> <p>平成15年1月 当社セールスマネジメント部長</p> <p>平成15年7月 当社取締役セールスマネジメント部長</p> <p>平成15年12月 当社取締役事業戦略部長</p> <p>平成18年5月 当社取締役経営企画室長</p> <p>平成20年5月 当社取締役社長室長</p> <p>平成20年7月 当社取締役経営戦略担当副社長兼社長室長</p> <p>平成21年5月 当社取締役経営戦略担当副社長兼事業企画部長</p> <p>平成22年12月 当社取締役経営戦略担当副社長</p> <p>平成23年6月 当社取締役事業開発担当副社長</p> <p>平成26年1月 当社取締役事業開発担当副社長兼Paid事業推進部長(現任)</p> <p style="text-align: center;">(重要な兼職の状況)</p> <p style="text-align: center;">株式会社トラスト&amp;グロース 取締役</p>	110,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
※4	はやま じゅん 羽山 純 (昭和55年9月27日生)	平成12年3月 当社入社 平成21年7月 当社技術戦略部ウェブマスターチーム テクニカルディレクター兼チームリーダー 平成22年5月 当社技術戦略部テクニカルディレクター (現任)	18,000株
※5	たきだ じろう 多喜田 二郎 (昭和28年7月5日生)	昭和51年4月 株式会社柏そごう(現株式会社そごう・西武)入社 昭和54年6月 株式会社ソニープラザ(現株式会社スタイリングライフ・ホールディングス)入社 平成17年6月 同社執行役員 平成22年3月 株式会社スタイリングライフ・ホールディングス取締役 平成24年3月 同社取締役退任 平成24年4月 同社シェアドサービスカンパニー デピュティプレジデント 平成25年8月 同社グループコンプライアンス本部 本部長 平成26年7月 同社退社	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 所有する当社の株式数は、平成27年4月30日現在のものであります。
4. 多喜田二郎氏は、社外取締役候補者であります。
5. 多喜田二郎氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏がこれまで培ってきた豊富なビジネス経験や実績に基づき、企業経営に係る幅広い知識と見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
6. 多喜田二郎氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
藤本忠久 (昭和33年10月14日生)	昭和61年12月 司法書士登録 平成13年1月 麻布司法書士事務所主宰(現任) 平成18年7月 当社監査役 平成26年7月 当社監査役退任 (重要な兼職の状況) 麻布司法書士事務所主宰	13,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数は、平成27年4月30日現在のものであります。
3. 藤本忠久氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 藤本忠久氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、司法書士としての豊富な経験を活かし、当社の社外監査役在任期間において独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分に果たしていただいたことから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
5. 当社は、社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としており藤本忠久氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で当該契約を締結する予定であります。

以上

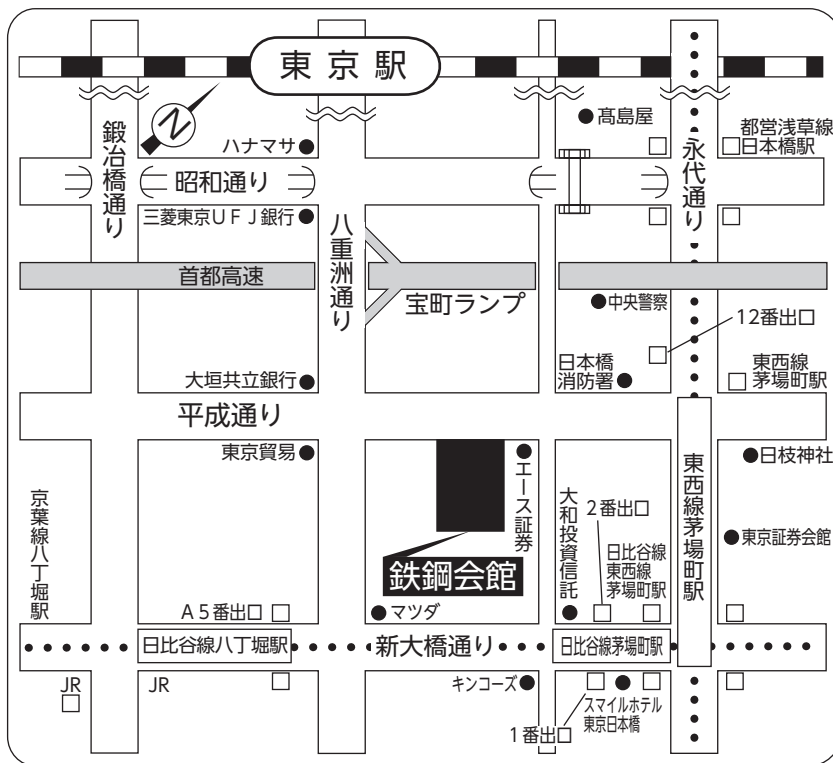




# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号  
鉄鋼会館 8階 801号室  
TEL：0120-404855

## 案内図



- 地下鉄（東京メトロ） 東西線、日比谷線茅場町駅より徒歩 5分  
日比谷線八丁堀駅より徒歩 5分

東西線ご利用の場合は茅場町駅下車、12番出口（日本橋消防署方面）、日比谷線茅場町駅下車の場合は2番出口（八丁堀方面）、日比谷線八丁堀駅下車の場合はA5番出口（八丁堀交差点方面）をご利用ください。